

# 尾鷲港港湾計画書

— 改 訂 —

平成19年7月

尾鷲港港湾管理者

三重県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

・平成3年1月

三重県地方港湾審議会

・平成3年3月

港湾審議会 第135回計画部会

の議を経た尾鷲港の港湾計画を改訂するものである。

# 目 次

I	港湾計画の方針	1
1	尾鷲港への要請	1
2	港湾計画の方針	3
II	港湾の能力	5
III	港湾計画で定める機能別の計画	6
1	物流	6
1-1	公共埠頭計画	6
1-2	専用埠頭計画	7
1-3	水域施設計画	7
1-4	外郭施設計画	8
1-5	臨港交通施設計画	9
2	交流	10
2-1	旅客船埠頭計画	10
3	環境	11
3-1	港湾環境整備施設計画	11
4	安全	12
4-1	大規模地震対策施設計画	12

4-2	小型船だまり計画	13
5	その他	14
5-1	船舶の物資補給等への対応	14
IV	土地造成及び土地利用計画	15
1	土地利用計画	15
2	土地造成計画	16

# I 港湾計画の方針

## 1 尾鷲港への要請

尾鷲港は三重県東紀州地域のほぼ中央に位置し、リアス式海岸による天然の良港として発展した重要港湾である。背後に大台ヶ原を中心とする大森林を、前面に我が国有数の漁場を有し、古くから木材及び漁獲物の集積地として重要な役割を果たしてきた。

大正10年から昭和11年にかけて第1防波堤が完成し、その後の震災によって港湾施設などに大きな被害を受けたが、復旧事業により現在の防波堤、防潮壁などが完成している。昭和36年から矢の浜地区に35万平方メートルの埋立工事が行われ、昭和39年には火力発電所が建設され、中京地区へのエネルギー供給基地としても発展した。また、並行して、林町地区の埠頭整備が行われた。

この結果、昭和39年に検疫港指定、昭和41年4月に開港指定を受け、昭和42年6月には重要港湾に指定された。

今日の尾鷲港は、専用棧橋にインドネシア、ベトナム等から原油タンカーが入港し、原油は背後の石油基地に保管され、火力発電所の燃料等として利用されている。公共埠頭においては、石材の積み出しが行なわれていると共に、地場産業の中心である漁業活動が行われている。

平成16年における尾鷲港の港勢は、入港隻数が13,421隻、港湾取扱貨物量が外貿27万トン、内貿46万トン、合計72万トンに達している。

尾鷲港の公共岸壁においては、船舶の大型化や背後用地の不足などに対応することが求められている。

また、定期旅客船基地が公共岸壁に近接して立地していることから、安全面・環境面の問題を解消するため、人流と物流を分離することが求められている。

一方、専用施設においては、企業の事業形態等の変化に対応した

再編・集約が求められている。

尾鷲港直背後の道路は、世界遺産に登録された熊野古道のうちの2つの散策ルートの導線上にあり、尾鷲港を活かした観光振興に期待が寄せられている。また、貴重な水辺を快適で魅力ある空間として発展させて、臨海地域を活性化していくことが求められている。

尾鷲湾一帯では、大規模地震の発生とそれに伴う津波等の被害が危惧されていることから、尾鷲港には防災機能を早急に強化することが求められている。

さらに、漁船等隻数は減少する傾向であるが、現状では港内に漁船・プレジャーボート・官公庁船等多くの小型船等が係留しており、水域等の利用が狭隘で混雑している。このため、各種小型船の水域利用の適正化を図ることが求められている。

## 2 港湾計画の方針

尾鷲港背後地域の産業活動を支え、地域経済や市民生活の安定・向上に貢献するとともに、人・物が集まり、物流・交流・環境・安全と多岐にわたる役割を担う港湾を実現するため、平成 30 年代半ばを目標年次として、以下のように方針を定め、港湾計画を改訂する。

- 1) 船舶の大型化等に対応して、公共埠頭の機能向上を図るとともに、人流と物流を分離し、安全性の向上を図る。
- 2) 専用貨物取扱企業の近年の事業形態等の変化を勘案し、計画の見直しを行う。
- 3) 快適で魅力ある水辺空間の創出を図り、港の賑わいや交流人口の増大に寄与する。
- 4) 大規模地震等の発生時における、緊急物資等の輸送機能を確保するため、防災機能の強化を図る。
- 5) 安全で機能的な港湾利用を促進するため、既存施設の有効活用により各種小型船の適切な収容を図る。

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用する。

- ①港町地区は、水産品を取扱う水産関連ゾーンとする。
- ②林町地区の東部は、石材を中心とした公共貨物を取扱う物流関連ゾーンとする。
- ③港町地区及び林町地区の西部は、親水緑地や集客・交流施設が連携し、様々な人が訪れる交流拠点ゾーンとする。

- ④天満地区及び林町地区は、港内の漁船・プレジャーボート等の各種小型を適正に配置する船だまり関連ゾーンとする。
- ⑤国市地区は、火力発電所を中心としたエネルギー関連ゾーンとする。



## Ⅱ 港湾の能力

目標年次（平成 30 年代半ば）における取扱貨物量及び船舶乗降旅客数を次のとおり定める。

取扱貨物量	外  貿	27 万トン
	内  貿	67 万トン
	合  計	94 万トン
船舶乗降旅客数		1 万人

### Ⅲ 港灣計画で定める機能別の計画

#### 1 物流

##### 1-1 公共埠頭計画

砂・砂利、原木の内貿貨物を取扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

#### [公共埠頭計画]

##### 林町地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m [新規計画] H-①

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m [既設の変更計画] H-②

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち 1ha 既設) [既設の変更計画]

#### 既設

水深 5.5m 岸壁 3 バース 延長 240m

埠頭用地 1ha (荷捌施設用地)

##### 国市沖地区

以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 130m

水深 5.5m 岸壁 2 バース 延長 200m

埠頭用地 3ha (荷捌施設用地)

## 1-2 専用埠頭計画

企業の事業計画に対応して、専用埠頭を次のとおり計画する。

### [専用埠頭計画]

#### 国市沖地区

以下の既定計画を削除する。

〔既定計画  
水深 6.0m 岸壁 1 バース 延長 90m〕

以下の施設を撤去する。

〔既設  
水深 21m 係船浮標 1 バース 6 基〕

## 1-3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

### [水域施設計画]

#### 1) 航路

林町航路 水深 7.5m 幅員 110m [新規計画]

#### 2) 泊地

林町地区 水深 7.5m 面積 7ha [既定計画の変更計画]

〔既定計画  
水深 7.5m 面積 9ha〕

## 1-4 外郭施設計画

港内の静穏度及び船舶航行の安全性を確保するため、外郭施設を次のとおり計画する。

### [外郭施設計画]

#### 防波堤

##### 林町地区

林町防波堤 延長 440m

[新規計画]

以下の施設を撤去する。

〔 既設  
第二防波堤 延長 160m 〕

##### 国市地区

以下の施設を撤去する。

〔 既設  
中川防波堤 延長 50m 〕

##### 国市沖地区

以下の既定計画を削除する。

〔 既定計画  
国市沖防波堤 延長 400m 〕

## 1-5 臨港交通施設計画

係留施設の計画に対応して、臨港交通施設を次のとおり計画する。

### [臨港交通施設計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

道路

臨港道路国市沖線

起点 国市沖ふ頭

終点 国道311号 2車線

## 2 交流

### 2-1 旅客船埠頭計画

クルーズ需要の変化等から、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

#### [旅客船埠頭計画]

##### 林町地区

以下の既定計画を削除する。

##### 既定計画

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 220m

小型栈橋 1 基

埠頭用地 1ha (旅客施設用地)

なお、これに伴い、小型栈橋 1 基を撤去する。

### 3 環境

#### 3-1 港湾環境整備施設計画

快適で魅力ある水辺空間を創出するため、緑地を次のとおり計画する。

##### [港湾環境整備施設計画]

##### 林町地区

緑地 2ha

[既定計画の変更計画]

( 既定計画  
緑地 3ha )

##### 国市沖地区

以下の既定計画を削除する。

( 既定計画  
緑地 1ha )

## 4 安全

### 4-1 大規模地震対策施設計画

大規模地震発生時に緊急物質等の輸送を行う海上輸送機能を確保するため、耐震強化岸壁及び緑地を次のとおり計画する。

#### [大規模地震対策施設計画]

林町地区

水深 5.5m 岸壁 1 バース 延長 100m [既設の変更計画] H-②

緑地 2ha [既定計画の変更計画]

既定計画

林町地区

水深 7.5m 岸壁 1 バース 延長 220m



## 4-2 小型船だまり計画

漁船等隻数の減少に伴い、小型船だまりを次のとおり計画する。

### [小型船だまり計画]

#### 古里地区

以下の既定計画を削除する。

#### 既定計画

防波堤 延長 85m

物揚場 水深 2m 延長 490m

船揚場 延長 15m

埠頭用地 1ha

## 5 その他

### 5-1 船舶の物資補給等への対応

官公庁船、作業船、漁船等の待機、物資補給等に対応するため、既存施設を有効活用し、物資補給岸壁を次のとおり計画する。

#### [物資補給等のための施設計画]

##### 天満地区

水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 110m	T-①
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 30m	T-②
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 120m	T-③

##### 港町地区

水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 118m	M-①
水深 4.5m	岸壁 2 バース	延長 114m	M-②
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 57m	M-③
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 75m	M-④
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 35m	M-⑤
水深 4.5m	岸壁 1 バース	延長 120m	M-⑥

##### 林町地区

水深 5.5m	岸壁 1 バース	延長 80m	H-③
---------	----------	--------	-----

## IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用、土地造成を次のとおり計画する。

### 1 土地利用計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
古里							
天満	(1) 1				(1) 1		(2) 2
港町	(3) 3	(2) 2			(1) 1		(5) 5
林町	(3) 3	(3) 3	(1) 1		(1) 1	(2) 2	(10) 10
国市				(58) 58			(58) 58
国市沖							
合計	(7) 7	(5) 5	(1) 1	(58) 58	(1) 2	(2) 2	(75) 75

注 1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注 2：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

## 2 土地造成計画

単位：ha

地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	交通機能 用地	緑地	合計
古里							
天満							
港町							
林町	(2) 2						(2) 2
国市							
国市沖							
合計	(2) 2						(2) 2

注 1：（ ）は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。